

「旭川市介護保険 住宅改修の手引き」の改訂について

本市では、平成31年4月に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費について、お問い合わせが多かった内容等をまとめた「旭川市介護保険 住宅改修の手引き」を作成し、皆様の業務の参考としていただいております。

これまで特に改訂を行ってきませんでしたが、近年、申請書類の記入漏れや記載内容の不備、更には、手引きに支給対象外と明記されている工事の申請が行われるといったことが散見されていることもあり、この度、7年ぶりに手引きの改訂を行い、問合せや指摘事項が多いポイントについて整理するとともに、新たに「旭川市介護保険住宅改修 Q&A（令和8年4月版）」を作成いたしました。

業務の参考に御覧いただき、適正かつ円滑に申請手続き等を進められるよう御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 「旭川市介護保険 住宅改修の手引き」の改訂について 別紙1

2 手引き及びQ&Aについて

旭川市ホームページに掲載していますので、下記URLから御覧ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/163/d053270.html#4>



(担当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485